

議案第44号

つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号列記以外の部分中「1日最大処理能力」を「1日最大処理水量」に改め、同項第3号中「18,093人」を「27,188人」に改め、同項第4号を次のように改める。

（4） 1日最大処理水量 14,903立方メートル

第2条第4項中「1日最大処理能力」を「1日最大処理水量」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の規定は、令和5年2月21日から適用する。

令和5年9月1日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩



提案理由

公共下水道事業区域内の人口及び処理水量の増加に伴い、下水道事業計画を変更する認可申請を行い、県から認可されたことから、条例の一部を改正するもの。

つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第127号)新旧対照表

改正案	現行
(経営の基本) 第2条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 (略) 3 公共下水道事業の名称、排水区域、排水人口及び<u>1日最大処理水量</u>は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 排水人口 <u>27,188人</u> (4) <u>1日最大処理水量</u> <u>14,903立方メートル</u> 4 農業集落排水事業の名称、排水区域、排水人口及び<u>1日最大処理水量</u>は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>1日最大処理水量</u> 2,588立方メートル	(経営の基本) 第2条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 (略) 3 公共下水道事業の名称、排水区域、排水人口及び<u>1日最大処理能力</u>は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 排水人口 <u>18,093人</u> (4) <u>1日最大処理能力</u> <u>9,535立方メートル</u> 4 農業集落排水事業の名称、排水区域、排水人口及び<u>1日最大処理能力</u>は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>1日最大処理能力</u> 2,588立方メートル